

事業系ごみの区分

花巻市市民生活部生活環境課 令和2年2月作成

区分	種類	ごみと資源の例（業種により、この表にないものも発生します。法令に従い正しく分別しましょう。） ※この表は目安を示したものです。詳しくは、生活環境課にお問い合わせください。	
一般廃棄物	資源化可能な古紙	具体例	段ボール、新聞、雑誌、紙パック、オフィス紙、雑紙（はがき、封筒、付箋紙、名刺、メモ用紙） など ※名刺より大きいサイズの紙は、雑紙としてリサイクルできます。
		処理方法	○品目ごとに分別します。 ○古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の処理業者へ委託しリサイクルしてください。
		注意事項等	○紙類の多くは資源化ができます。資源化できる雑紙の分別をお願いします。 ※資源化可能な古紙は、岩手中部クリーンセンターへ搬入することはできません！ ○建設工事等に伴う紙くずは産業廃棄物です。 ○機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。
	厨芥類	具体例	食品の食べ残り、売れ残り、調理残さ等（産業廃棄物に該当するものを除く）
		処理方法	○排出する前に水分をよく切る。 ○一般廃棄物の処理業者へ委託してください。
		注意事項等	○ 食品製造業などの特定の事業活動に伴い発生するものは産業廃棄物です。 ○商品関連事業者は食品リサイクル法により減量、リサイクルが義務付けられています。 ○たい肥化施設等に搬入して資源化が可能です。
	燃やせるごみ	具体例	使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉 など
		処理方法	○一般廃棄物の処理業者へ委託してください。
		注意事項等	○できる限り、リサイクルするよう分別を徹底し、どうしてもリサイクルできないもののみ、一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。
産業廃棄物	廃プラスチック類	具体例	飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、発砲スチロール等の緩衝材類、PP バンド、弁当・カップめんの容器、食器（プラ製）類やトレイ、ビニール袋、外装フィルム、化学繊維製の布 など
		注意事項等	○ 汚れが付着していても一般廃棄物ではありませんので、産業廃棄物として処理してください。
	金属くず	具体例	飲食用の缶、商品の入っていた缶、ハサミや刃物類、アルミホイール、ホッチキス針、安全ピン、一斗缶、釘、クリップ など
		注意事項等	○できる限り、リサイクルしてください。
	ガラスくず・陶磁器くず	具体例	飲食用のビン、商品の入っていたビン、コップ等ガラス類、蛍光灯や電球、茶碗等の陶磁器類、植木鉢、調味料などのガラス製容器 など
		注意事項等	○蛍光灯・電球は、産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。 ○できる限り、リサイクルしてください。
	廃油	具体例	食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイル など
		注意事項等	○リサイクルする際は、凝固剤を使用しないでください。凝固剤で固めても産業廃棄物としての処理が必要です。
	複数の素材でできた物	具体例	コピー機、FAX 機、オフィスの机・椅子、ロッカー・棚等、掃除機、CD・DVD プレーヤー、照明器具、蛍光灯、電球、乾電池、充電式電池、パソコンプリンター、電気コード、自転車、傘、小型家電製品、電話機 など
		注意事項等	○家電リサイクル法の対象品目に該当する家電製品は、購入したお店（買い替えの場合は、買い替えるお店）に引き取りを依頼してください。 ○業務用のエアコン、冷蔵庫等は家電リサイクル法の対象となりませんので、産業廃棄物処理業者に処分を委託してください。 ○パソコンは、資源有効利用促進法に基づきパソコンメーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいますので、パソコンメーカー又は一般社団法人3R 推進協会にお問い合わせください。 ○小型充電式電池は、資源有効利用促進法に基づき製造メーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいますので、一般社団法人 JBRC にお問い合わせください。 ○水銀を含む乾電池は、水銀を回収することが義務付けられている対象品目ではありませんが、水銀を回収できる業者に委託することが望まれます。
一産業廃棄物	木くず	具体例	木製品（机、椅子、本棚等）、木製パレット、剪定枝 など
		注意事項等	○建設業や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した場合と、 貨物流通用木製パレット等は業種に関係なく産業廃棄物です。 ○岩手中部クリーンセンターで処理できる剪定枝は、太さがバットの以下のものに限り、長さ60cm 以内にして少量ずつ排出してください。 ※直接、岩手中部クリーンセンターへ持ち込む場合は、軽トラック1台/日程度まで。
	古布	具体例	不要になった作業服・制服、ウエス、軍手、デコレーションに使用した布 など（合成繊維を除く）
		注意事項等	○建設業や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。 ※合成繊維は廃プラスチック類です。

※1 産業廃棄物は事業者自ら処理しなければなりません。処理を委託する場合は、県から許可を受けている業者と契約してください。また、産業廃棄物は、岩手中部クリーンセンター及び花巻市清掃センターへ搬入することはできません。

※2 従業員が個人消費した廃プラスチック類（ペットボトル、プラスチックの弁当容器など）、金属くず（飲食用のビンなど）を一般廃棄物として処理する場合は、**洗浄・分別し花巻市清掃センターへ搬入**してください。なお、**汚れが取れないもの、取れにくい廃プラスチック類に限り、燃やせるごみとして岩手中部クリーンセンターへ搬入**することができます。

事業系ごみの分類早見表（50音順）

※ あくまでも一例であり、排出の状況や物の性状によっては、当てはまらない場合があります。

	品名	ごみの種類		品名	ごみの種類	
あ	空きびん（※1）	産廃	す	水槽	産廃	
	アルミ缶（※1）	産廃		スチール缶（※1）	産廃	
	安全靴	産廃	せ	石油ストーブ	産廃	
い	一斗缶	産廃		洗剤容器（プラスチック製）	産廃	
	衣類（天然繊維※2）	一廃（可燃ごみ）	そ	ソファ	産廃	
	インクカートリッジ	産廃		た	台車（金属製）	産廃
お	オイル	産廃	タイヤ		産廃	
	か	カーテン（天然繊維※2）	一廃（可燃ごみ）		タオル（天然繊維※2）	一廃（可燃ごみ）
家具類（木製）		一廃（可燃粗大）	畳（建設業に係るもの※3）		産廃	
家具類（金属製）		産廃	畳（プラスチック製）	産廃		
カセットコンロ用ガスボンベ		産廃	畳（上記以外の天然繊維）	一廃（可燃粗大）		
き	キーボード（PC用）	産廃	ち	茶殻	一廃（可燃ごみ）	
	木の枝・木くず類 （建設業に係るもの※3）	産廃		て	ティッシュ	一廃（可燃ごみ）
	木の枝・木くず類 （上記以外）	一廃（可燃ごみ）	DVD		産廃	
	機密文書	一廃（資源ごみ）	電気コード		産廃	
	脚立（金属製）	産廃	電球（LFD電球含む）		産廃	
	く	草	一廃（可燃ごみ）	電卓	産廃	
クリアファイル		産廃	電池	産廃		
軍手（天然繊維※2）		一廃（可燃ごみ）	てんぷら油	産廃		
け	蛍光管	産廃	な	鍋	産廃	
	こ	コップ（ガラス製・樹脂製）		産廃	は	パイプ椅子
コーヒーかす		一廃（可燃ごみ）		バッテリー		産廃
ゴム手袋・ゴム長靴		産廃	発泡スチロール	産廃		
梱包用プラスチック製 結束バンド		産廃	ふ	ファイル類（※4）	一廃（可燃ごみ）	
さ	作業服（天然繊維※2）	一廃（可燃ごみ）		プリンター	産廃	
	皿（ガラス製・陶磁器製）	産廃	へ	ペットボトル（※1）	産廃	
し	CD	産廃		弁当容器（プラスチック製※1）	産廃	
	写真	一廃（可燃ごみ）	ま	マウス（PC用）	産廃	
	消火器	産廃		ミシン	産廃	
	食品用ラップフィルム類	産廃	ろ	ロッカー（金属製）	産廃	

- ※1 従業員が個人消費したものは、一般廃棄物として処理することができます。
一般廃棄物として市の処理施設に排出する場合は、なるべく、すすぐなどして汚れを落としてリサイクルしてください。なお、汚れが取れないものは、可燃ごみとして出してください。（スチール缶は、不燃ごみとして出してください。）
- ※2 合成繊維またはプラスチック製のものは産業廃棄物となります。また、一般廃棄物として排出する場合は、袋に入れて60cm以内にして出してください。袋に入りきらないものは「粗大ごみ」となります。
- ※3 建設業に係るもので、工作物の新築等に伴って生じたものが産業廃棄物となります。
- ※4 金属・プラスチック製の部分は産業廃棄物となります。